

## 消費者教育とは？

消費者の自立を支援するために行われる消費生活に関する教育です。

消費者問題が多様化・複雑化するなか、自ら考え自ら行動する自立した消費者になるためには、時代に応じたさまざまな知識と適切な行動がとれる力を身に付けることが必要です。

## だれが対象になるの？

大人も子どもも、みな消費者です。

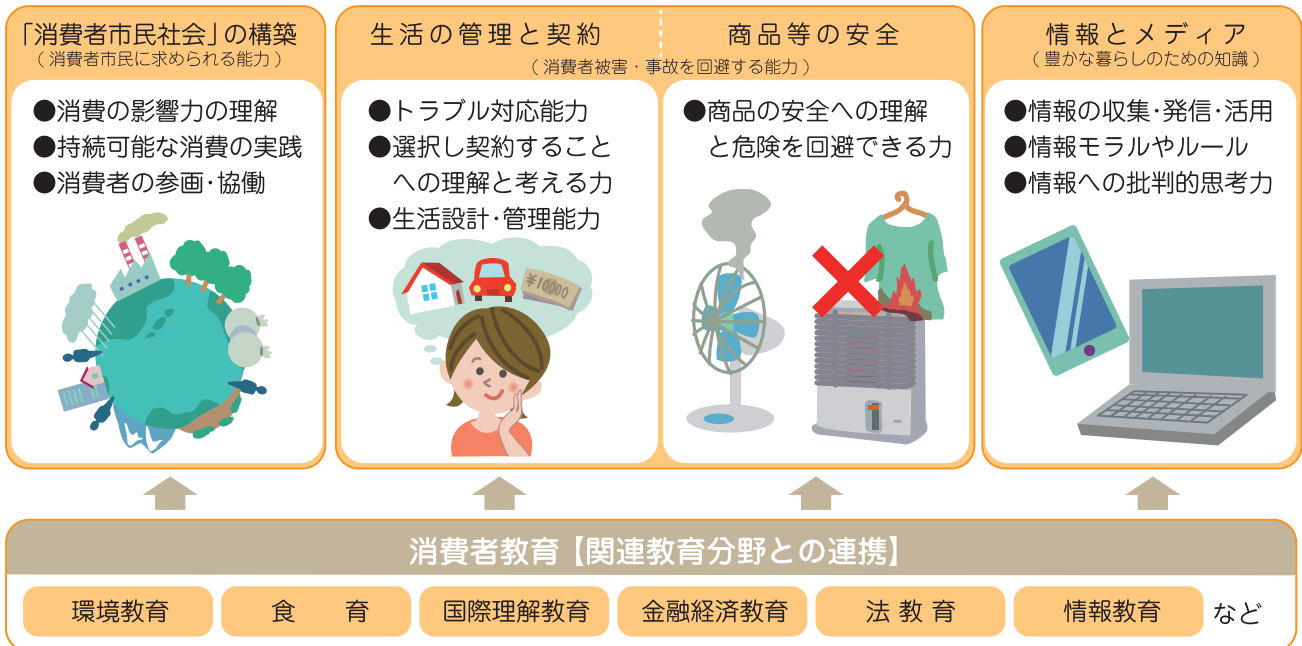
生まれてから一生を通じ消費者であり続けます。このため、幼児期から高齢期までの生涯を通じて、それぞれの時期に応じて、消費者教育を受けることが大切です。



## 身に付けたい力とは？

消費者トラブルへの対処や契約等の知識にとどまらず、“消費”が持つ力を理解し、環境や社会経済への影響を意識して行動できる消費者を育てるという幅広い観点から、**生活のあらゆる領域が消費者教育の対象**になります。様々な教育分野と重なり合っているため、**関連教育分野との連携**を図って取り組むことも大切です。

「消費者教育の体系イメージマップ」(消費者庁)をもとに作成



～消費者市民社会の実現に向けて～

### ◆消費者教育の推進に関する法律(平成24年12月施行)

消費者教育を総合的、一体的に推進することを目的として定められた「消費者教育の推進に関する法律」では、消費者教育の中に、主体的に「消費者市民社会」の形成に参画することの重要性について理解や関心を深めるための教育が含まれています。